令和８年（フ）第３４６号
盛岡市乙部22地割１番地18　市営大ヶ生住宅４号
債務者　吉田　静子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３５４号
岩手県岩手郡雫石町西根熊野田69番地２
債務者　萩臺　政憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３５８号
岩手県八幡平市大更第２地割４番地
債務者　澤口　　透
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３６０号
岩手県滝沢市室小路670番地11　シャトーヌーヴ305号
債務者　松原　莉沙
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３８号
群馬県吾妻郡草津町大字草津895番地３
債務者　最上　忠弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４１号
群馬県藤岡市立石750番地１　ｃａｓａさくら101
債務者　坂上　正和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９０号
岐阜県中津川市落合2263番地の２
債務者　江口　新二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２１７号
愛知県一宮市住吉２丁目４番地６　シャトレ愛松一宮Ⅱ602号
債務者　黒岩　清隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８６９号
堺市中区深井清水町3780番地　ＭＹコート深井Ⅱ　１－Ｃ
債務者　上田　康子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９７号
大阪府河内長野市小山田町3016番地　〈寺ヶ池ハイツ105号〉
債務者　三國　緋夏
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２７号
堺市西区鳳南町３丁175番地
債務者　藤田　智久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５１号
大阪府富田林市昭和町二丁目３番32号(201)、前住所奈良県香芝市北今市七丁目362番地12
債務者　山中　理代（旧姓此永）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８２号
堺市西区草部247番地３
債務者　村井　有子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９０号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番３―212号
債務者　宮﨑富美子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００８号
堺市南区原山台３丁１番27―108号
債務者　矢口　初江
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１２号
大阪府松原市立部２丁目６番26号
債務者　谷澤　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０３９号
堺市東区菩提町４丁162番地１　エトワール住吉205号
債務者　橋本　好枝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係